

宮内省

昭和三十一年四月一日
昭和三十一年四月一日

昭和三十一年四月一日

宗務寮事務官 平 銀 昌

昭和三十一年四月一日

この書の内容は、昭和三十一年四月一日、本人に交付されたものである。
一、昭和三十一年四月一日、本人に交付されたものである。

丙 癸 丑 二 八 號

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

宗務寮事務官



宗務寮事務官



通信技師 星 合儀三郎 叙位、件

昭和三十一年一月十日
昭和三十一年一月十日
昭和三十一年一月十日
昭和三十一年一月十日

宮内省

昭和二十一年一月十日

昭和二十一年一月十日

昭和二十一年一月十日

通信技師星合儀三郎叙位ノ件

宗務院

宗務院

宗務院

宗務院

宗務院

昭和二十一年一月十日

通信技師星合儀三郎叙位ノ件

通信技師星合儀三郎叙位ノ件

通信技師星合儀三郎叙位ノ件



通信技師星合儀三郎叙位ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年一月十日

内閣總理大臣男爵幣原喜重郎

人閣位第

二號

案起

昭和三十一年一月

日

裁可

昭和三十一年一月十日

決定

昭和三十一年一月十日

施行

昭和三十一年一月十日

昭和三十一年一月十日

昭和三十一年一月十日

昭和三十一年一月十日

昭和三十一年一月十日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣副書記官長

内閣書記官

通信技師星合儀三郎叙位ノ件

叙位後退官

内閣

本件ハ叙位後退官ノ者ニ付特ニ一月十一日
付ヲ以テ叙位發令方取計ハレ度
内閣

附録
二

叙從五位

昭和十一年一月十一日
陸軍高等官三等

通信技師

正六位
星合儀三郎

陸軍省

遞秘恩第一〇〇九號

昭和二十年一月七日

遞信院總裁 松前重

內閣總理大臣男爵 幣原喜重郎 殿



星合儀三郎進位ノ件
別紙ノ通發令相成度及上申候

追テ同人ニ對シテハ別途陞叙竝退官ノ件及上申候處多
年奉職勤勞渺カラザルモノニ付叙位相成様致度



丙 發 第 二 二 〇 號

一通 信 技 師 候 五 位 皇 合 儀 三 郎 外 三 本

右の者の位記を送りますから本人に交付せられたい

昭和三十一年六月二十一日

宗秩寮總裁候爵 松 平 康 昌

通 信 大 臣 三 本 武 夫 殿

昭和三十一年通秋思オ。九号
九九四号

官 内 省

宮内省

昭和三年三月廿四日

逓信院事務官越智英夫外一名叙位ノ件

宗務寮縣外籍 公平 兼 昌

昭和三年六月廿一日

内閣の答に於て、逓信院事務官越智英夫外一名叙位ノ件、
一、逓信院事務官越智英夫外一名叙位ノ件、

内閣事務官

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

逓信院事務官

宗務寮縣外籍

公平 兼 昌

逓信院事務官

公平 兼 昌

逓信院事務官

逓信院事務官越智英夫外一名叙位ノ件

昭和三年一月十日 第一号
逓信院事務官越智英夫外一名叙位ノ件

宮内省